

喜多方税務署からのお知らせ

1. 申告は自宅等からの e-Tax で

お手持ちのスマートフォン、タブレット端末またはパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくことで、自動計算により確定申告書を作成することが出来ます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からもお勧めしています。自宅から e-Tax で還付申告を提出した場合は、3 週間程度で還付されます。

2. 申告に関する相談について

所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」をご利用ください。喜多方税務署(0241-24-5050)に電話をかけていただき、音声ガイダンスに従い「0 番」をお選びください。

3. 税務署の確定申告書作成会場について

- 開設場所 喜多方税務署（喜多方市字花園38）
- 開設時期 令和5年2月16日（木）～ 3月15日（水）（土・日・祝日等を除く）
- 開設時間 午前9時～午後5時
- ※ 申告書作成会場の混雑緩和の為、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
「入場整理券」には、会場での当日配布分とLINEによる事前発行分があります。
(入場整理券には限りがあるため、後日の来場をお願いすることがあります。)
- ※ 申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。マイナンバーカード（暗証番号を含む）をお持ちの方は、ご持参ください。
- ※ すでに利用者識別番号をお持ちの方は、番号（暗証番号を含む）のわかる書類をご持参ください。

4. 問合せ先

喜多方税務署

電話 0241-24-5050（音声ガイダンスに従い「2 番」をお選びください。）